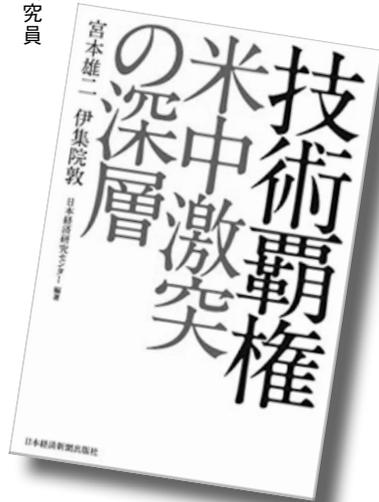


# 経済安全保障を知る 5冊

【評者】  
日本国際問題研究所研究員  
高山嘉顕



昨今、経済安全保障に対する関心が高まっている。その構造的背景として、米中の大国間競争の激化を指摘できよう。国際的な経済相互依存をパワーポリティクス観点から見直す動きが加速化しているのである。そのうえ、コ

ロナ危機下での医薬品や医療品の供給途絶、世界規模での半導体不足、ソフトウエアに埋め込まれた悪意あるプログラムが発見などがそうした動きを後押ししている。しかし、経済相互依存関係を安全保障の論理で再構築するこ

とは可能なのか、可能であるとすればどのようにすべきか、政策面でも企業活動の面でも極めて難しい課題にわれわれは直面している。  
経済安全保障を考えると、若干単純化して言えば二つの視点が存在す

## ① テクノヘゲモニー

——国は技術で興り、滅びる  
薬師寺泰蔵・著  
中公新書、1989年

## ② 技術覇権

——米中激突の深層  
宮本雄二、伊集院敦、日本経済研究センター・編著  
日本経済新聞出版社、2020年

## ③ 国力と外国貿易の構造

アルバート・ハーシュマン・著  
勁草書房、2011年

## ④ The Uses and Abuses of Weaponized Interdependence

Daniel W. Drezner, Henry Farrell,  
and Abraham L. Newman・編  
Brookings Institution Press, 2021

## ⑤ 地経学とは何か

船橋洋一・著  
文春新書、2020年

る。一つの視点は、国の経済を国力より直截的に言えば軍事力の基盤としてとらえるものである。とりわけ注目されるのが各国の技術力である。①はパックス・ブリタニカの一九世紀から一九七〇年代後半頃までの国際関係と技術にまつわる歴史を検討し、国家は技術によってヘゲモニーを勝ち取ることもあれば、失うこともあると論じる。ここでは、いかにして外部技術を取り込めるかがカギであると議論される。歴史に根差した議論であるが、今日のオープンイノベーションの在り方にも示唆的である。

他方、現在の米中間の技術覇権競争に焦点を当てるのが②である。著名な専門家が著者として名を連ねる本書は、大國間競争の時代に入った米中間係などを技術や貿易関係の動態などから多面的に論じている。そこではサイバーセキュリティやサプライチェーン

問題を含む現代に特徴的な課題が検討されており、米中技術覇権競争の深層や影響がダイナミックに描かれる。

経済安全保障に対するいま一つの視点が、経済を国家間政治における影響力の観点から捉えるものである。③は外国との貿易関係の中に潜在的に内在する（貿易相手国に対する）強制力の要素を見出す。同書は一九四五年に初版が出版された国際政治経済学の古典的名著（の邦訳）であるが、現在の経済安全保障の議論で関心を集めているサプライチェーン問題やエコノミック・ステイトクラフトを考える際の有用な示唆を提供している。

また、米国の著名な国際政治学者が編集した④は、国家などがネットワーク内での自身のポジションを用いて他国にその意図を強いる状況を「相互依存の武器化（weaponization of interdependence）」と位置づけ、そ

の成否の条件や理論的含意を明らかにしている。これらの議論は経済（技術）が外交上のレバレッジとして利用されるという側面を明らかにするものである。

もつとも、現実には経済（技術）と安全保障の交叉は漫然としている。経済（技術）は各国の安全保障の基盤であると同時に、国家間政治における影響力を構成する。そのことを具体的な事例を通して提示するのが⑤である。著名なジャーナリストによる本書は、国際経済と地政学と戦略が渾然一体となる地経学の時代が訪れたと主張し、現在の経済安全保障にとって重要な論点を包括的に提示する。その対象は、制裁、通貨、データ、サイバー、石油、ルール形成と幅広い。本書が取り上げる事例を丁寧分析することで、経済安全保障にとって新たな知見が得られよう。●

# リベラル・デモクラシーと 中国・アジアを考える5冊



【評者】  
山梨大学准教授  
石塚 迅

二〇二〇年六月に「香港特別行政区  
国家安全維持法」が制定されたことは、  
香港および国際社会に大きな衝撃を与  
えた。個人・少数者の表現の自由に対  
して国家の安全に押跪することを強い

るといふ同法の制定については、国連  
人権理事会の会合において、西側諸国  
を中心に二七カ国が「強い懸念」を示  
す共同声明を発表した一方で、アジ  
ア、アフリカ、ラテンアメリカの五三

の国々が中国への支持を表明し、国際  
社会の評価・対応が分かれた。  
①では、戦後、西側諸国の憲法の共  
通基準であったリベラル・デモクラ  
シー（非立憲民主主義）が、近年、「ネ

- ①リベラル・デモクラシーの現在  
——「ネオリベラル」と「イリベラル」のはざままで  
樋口陽一・著  
岩波新書、2019年
- ②コロナの憲法学  
大林啓吾・編  
弘文堂、2021年
- ③中国法  
——「依法治国」の公法と私法  
小口彦太・著  
集英社新書、2020年
- ④中国、香港、台湾におけるリベラリズムの系譜  
中村元哉・著  
有志舎、2018年
- ⑤アジアの憲法入門  
稲正樹、孝忠延夫、國分典子・編著  
日本評論社、2010年

オリベラル」と「イリベラル」の挟撃を受けて世界的な危機に瀕している状況が描き出される。ここでいう「イリベラル」は、非西側諸国の権威主義体制と西側諸国内部で拡がりをみせるポピュリズムの両方を包含する。かかる状況の下で、リベラル・デモクラシーを選び直す意義・可能性について、戦前・戦後の知識人の言説などを手がかりに考察が進められる。

二〇二〇年に始まった新型コロナウイルスのパンデミックは、異なる政治体制間での統治の優劣という論点を浮上させた。パンデミックの抑止のため、国家はどこまで強制的措置をとれるのか、どこまで個人の自由を規制しうるのか、リベラル・デモクラシーの国々がそれぞれに苦悩する一方で、危機に対する権威主義的政治体制の優位がささやかれた。②は、コロナ禍で生じたさまざまな憲法問題およびそれに

対する各国の対応を幅広く検討する。

バイデン米大統領がしばしば言及するように、リベラル・デモクラシーに對峙する権威主義体制の大国が中国である。中国（中国政府・共産党）がいう「法治」とは何か、中国における先進的にみえる民商法と自由抑圧の根拠ともなる憲法との間のギャップをどう捉えればよいのか。③は、具体的な裁判例の分析を通して、中国の裁判制度が行政の一部にすぎないこと、「党规」という「裏」の法の存在、現代中国法と伝統中国法との連続性などを解き明かす。

中国、さらには香港は、今や反リベラル・デモクラシー一色となった観があるが、その中国でもかつてリベラル・デモクラシーを移植・定着させようとする知的営為が確かに存在した。④は、中華民国期（主に一九三〇〜四〇年代）にそれを模索したりベラリスト

たちをとりあげる。その思想的水脈は、中国、香港、台湾において互いに連鎖・共鳴し合い、後の「北京の春」（中国）、「ひまわり学生運動」（台湾）、「雨傘運動」（香港）へと連なっていくことが指摘される。今日の状況をみるに、当面、水流は伏流水にならざるをえないが、決して枯れることはないはずである。

いうまでもなく、アジアは多様である。リベラル・デモクラシーと権威主義の問題群を考えるにあたり、アジア諸国が歩んできた戦前・戦後の歴史、今日抱える問題はそれぞれ異なっているということを意識しておく必要がある。⑤は、そうした多様なアジア諸国の憲法の概説書である。アジア諸国が、それぞれのようリベラル・デモクラシーと向き合い、それを受容あるいは拒絶してきたかについても、さまざまな視角から論じている。●